

## 多言語フレーズ集（中国語）

「日本で働く外国人の方へ」（パンフレット）掲載文言

日本で働く外国人の方へ

至在日工作的外国人周知

住民税の支払いをお忘れなく！

请勿忘缴纳住民税！

住民税とは？

住民税是指？

住民税は、1月1日時点で日本に住所があり、一定額以上の給料などをもらっている人であれば外国人の方でも住んでいる市区町村に支払う必要がある税金です。

住民税是指，自1月1日起在日本居住，并拥有一定收入的人员，包括外国人在内，需要向所居住的市区町村缴纳的税金。

1月2日以降に日本から出国した場合でも同じです。

即使1月2日后从日本离开也同样需缴纳住民税。

もし、支払うべき住民税が支払われていない場合は、在留期間の更新申請などが許可されない場合があります。

若需缴纳的住民税没有及时缴纳，可能无法通过在留期限更新等的申请。

支払うべき額は、前の年の1月1日から12月31日までにもらった給料などで決まります。

需缴纳的税额是根据前一年1月1日到12月31日的工资计算。

住民税を支払うには、次の2つの方法があります。

住民税的缴纳方法有以下2种。

給料からの天引き（特別徴収）

从工资中扣除（特别征收）

会社が、あらかじめ、給料から住民税を差し引き、市区町村役場に支払います。

由所属公司从每月的工资中扣除，并向市区町村役所缴纳住民税。

会社で働く人はこれが原則であり、自分で市区町村役場に住民税を支払う必要はありません。

原则上公司职员是属于特别征收，不需要自己前往市区町村役所缴纳住民税。

自分での支払い（普通徴収）

自行缴纳（普通征收）

毎年6月頃に、市区町村から、「住民税を支払ってください」という手紙（納付書）が届きます。

毎年6月左右，由市区町村邮寄「请缴纳住民税」（缴纳书）的通知书。

この納付書と納付書に書かれている金額のお金を持って金融機関などで支払います。

请携带此通知书和所记载的金额自行向金融机构等处进行缴纳。

こんな時、ご注意ください！

请注意以下几种情况！

会社を辞めることになった場合

离职时

特別徴収によって住民税を支払っている人が、会社を辞めることになった場合は、支払っていない住民税を普通徴収の方法によって支払う必要がありますが、会社に、支払っていない住民税の全部を給料や退職金から差し引いてもらい、市区町村に支払ってもらう方法（一括徴収）もあります。

以特别征收的方式缴纳住民税的居民要离职时，需以普通征收的方式缴纳未缴纳的住民税，或者，从工资或退休金中扣除未缴纳的住民税金额并代向市区町村缴纳的方式（一次性征收）。

日本から出国することになった場合

从日本离开时

日本から出国するまでの間に住民税を支払うことができない場合は、出国する前に、日本に住んでいる人の中から、自分に代わって税金の手続きを行う人（納税管理人）を決めて、

住んでいる市区町村に届け出る必要があります。

若在离开日本前无法缴纳住民税，需在离开前，从居住在日本的人员中，指定代替自己缴纳税金の纳税管理人，并通知所居住的市区町村。

総務省 HP

总务省 HP

お問い合わせ先

咨询窗口

不明な点がある場合は、お住まいの市区町村までお問い合わせください。

若有不明之处，请咨询所居住的市区町村。

もっと知りたい！

想了解更多！

住民税に関する Q & A

关于住民税的 Q & A

1月1日に日本に住んでいる人で、前の年に給料などをもらっている人であれば、必ず住民税を支払う必要がありますか？

自1月1日起在日本居住的居民，并且去年有工资等收入的人员，必须要缴纳住民税吗？

住民税の支払いは法律で定められた義務です。

缴纳住民税是法律所规定的义务。

1月1日に日本に住んでいる人で、前の年に給料などをもらっている人であれば、原則として支払う必要があります。

自1月1日起在日本居住的居民，并且去年有工资等收入的人员，原则上需要缴纳住民税。

しかし、所得や家族の状況によっては、住民税を支払わなくてよい場合があります。

但是，根据收入或家庭的情况会有无需缴纳住民税的情况。

また、同じ給料などに対して二重に課税しないようにするため、日本と租税条約を結んでいる国があり、留学生などで、条約で決められた条件を満たしている人は、住民税を支払わなくてよい場合があります。

另外，对于同一所得，为了避免双重课税，有些国家与日本签订了租税条约。如果符合签订

条约的条件，留学生等可以免除缴纳住民税的情况。

詳しくはお住まいの市区町村までご相談下さい。

详细请咨询所居住的市区町村。

住民税を特別徴収によって支払うか、普通徴収によって支払うかはどうすれば分かりますか？

如何分辨住民税是特别征收还是普通征收呢？

会社で働く人は、原則として特別徴収によって住民税を支払うことになります。

在公司工作的居民，原则上是属于特别征收住民税。

特別徴収の対象となる人には、毎年5月31日までに、勤めている会社から、「給与所得等に係る市（区・町・村）民税・県（都・道・府）民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」という紙が配られます。

特別徴収的居民，每年5月31日为止所属公司会发放「关于工资收入等的市（区・町・村）

民税・县（都・道・府）民税 特別徴収税額の決定・更改通知書」。

一括徴収を利用したい場合はどうすればよいですか？

想利用一次性征收时该怎么办呢？

6月1日から12月31日までの間に会社を辞める場合は、辞めた後の住民税の支払方法を選択する必要があります。

6月1日到12月31日期间离职时，可选择离职后缴纳住民税的方法。

一括徴収を希望する場合は、希望を会社に伝え、支払っていない住民税を給料や退職金から差し引いてもらいます。

选择一次性征收时，告诉所属公司从工资或退職金中扣除未缴纳的住民税。

一括徴収を希望しない場合は、自動的に普通徴収になり、市区町村役場から納付書が届きますので、納付書に記載の事項に従って支払ってください。

不选择一次性征收时会自动切换为普通征收，由市区町村役所邮寄缴纳通知书，按照缴纳通

知书中所记载的事项进行缴纳。

1月1日から5月31日までの間に会社を辞める場合は、自動的に一括徴収（または特別徴収）されます。

1月1日到5月31日期间离职时，将会自动切换为一次性征收（或特别征收）。

納税管理人はどのような人を選べばよいですか？

納税管理人必要的条件是什么？

また、どのようにして届け出ればよいですか？

另外，如何提交申请呢？

納税管理人は、自分の代わりに、納税通知書の受け取りや税金の支払いなどに関する手続きを管理してもらう人です。

納税管理人是指，代替自己收取纳税通知书和缴纳税金等相关手续的管理人。

納税管理人に指定できる人の範囲や提出する書類などは、市区町村によって扱いが違いますので、お住まいの市区町村までお問い合わせください。

可指定为纳税管理人的范围和需提交的资料等因各市区町村而异，请咨询所居住的市区町村。

## その他の賦課徴収に関する文言

この通知書は、あなたが納めるべき住民税の税額を通知するものです。

此通知书为，您需缴纳的住民税税额的通知。

必ず期限までに納付してください。

请务必于期限内缴纳。

会社に勤務している方で毎月給与を受け取っている場合には、会社が住民税を毎月の給与から差し引き、あなたに代わって納付してもらえます。

当纳税人为公司职员并有收入时，由所属公司从每月工资中扣除住民税，并代替本人进行缴纳的。

これにより、自身での納付に比べ1回あたりの納付額が少なくなるとともに、納め忘れの心配がなくなります。

通过公司缴纳住民税时，单次缴纳的金额不仅比自行缴纳时的金额低，也不用担心漏交。

この納付方法を希望する場合には、会社の給与支払いの担当にお尋ねください。

若想利用此缴纳方法，请咨询所属公司的支付工资的负责人。

あなたの納めるべき住民税がいまだに納付されていませんので、至急納めてください。

您还未缴纳应缴纳的住民税，请尽快缴纳。

納付されない場合、給与や財産の差押えを行う可能性があります。

若未缴纳住民税，工资及财产可能会被抵押。

住民税を納付していない場合、在留期間の更新申請等が許可されない場合があります。

若未缴纳住民税，可能无法通过在留期限更新的申请。

住民税の納付が難しい理由がある場合には、ご相談ください。

若有无法缴纳的困难理由，请与我们联系。

税金に関する情報を含め、日本で生活するために必要な情報が掲載された「生活・就労ガイドブック～日本で生活する外国人の皆さんへ～」を公開しています。

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10\\_00056.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00056.html)

(やさしい日本語版)

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10\\_00062.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00062.html)

税金的相关信息，以及在日本生活所需的必要信息都公开在「生活・就労指南书～在日生活外

国人周知」。

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10\\_00056.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00056.html)

(简单日语版)

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10\\_00062.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00062.html)